

## 2020年 ESG レポート 追補

2020年10月16日発行の ESG レポートの内容につき、以下のとおり補足・追加いたします。

### ESG レポート 19 ページ

#### ESG 推進体制

##### ■サステナビリティ委員会の設置

・本資産運用会社のサステナビリティ委員会は、本資産運用会社の代表取締役社長（サステナビリティ委員会委員長）及びそれ以外の全取締役を含む各部管掌役員で構成されており、各種 ESG に関連する事項（気候変動や ESG リスクを含む）の審議や報告を受ける機関として機能しています。

### ESG レポート 53 ページ

#### オリックスグループ人材戦略と研修

##### ➤ 人材マネジメント・組織開発力

若手の育成として、「入社前研修」「新入社員研修」から3年目・主任（7年目前後）を対象に、「社会人としての意識改革」や「会計・財務・法務」等の専門知識、「キャリア形成の支援」等を目的とした研修を実施しています。また、マネジメント層の役職別に、「人材マネジメント」や「組織開発（部門別）」を目的とした研修を実施しています。

若手～中堅向け	・新入社員研修、会計・税務・法務研修、階層別研修 ・2年目海外現地法人派遣プログラム、若手国内グローバル人材育成プログラム、国内グローバル人材育成プログラム、海外トレーニー制度（入社4年目以降）
管理職向け	・新任評価者研修、マネジメント力強化研修、労務・ハラスメント研修
キャリア入社向け	・入社時研修、フォローアップ研修

### ESG レポート 63 ページ

#### コンプライアンス

##### ■コンプライアンスの基本方針と体制

##### ➤ コンプライアンス推進にかかる体制

・本資産運用会社の取締役会は、コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保する責任を負っており、コンプライアンスに関する重要事項を決議するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にて承認されたリスク・コンプライアンス・プログラムに承認を与えます。その傘下にある、リスク・コンプライアンス部長はコンプライアンスの統括を担当し、行動規範（「企業行動規範」「役職員行動規範」「役職員倫理規定」）、役職員行動実践に関する相談対応やそれらの実践状況の調査の実施及び改善を行っています。その他、本資産運用会社のコンプライアンス手続の詳細は、第37期有価証券報告書194ページ

ジ「④コンプライアンス手続」をご確認ください。

[https://ssl4.eir-parts.net/doc/8954/yuho\\_pdf/S100K8FN/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/8954/yuho_pdf/S100K8FN/00.pdf)

・本資産運用会社の役職員は、コンプライアンス上の問題を含む苦情・事故・危機等が発生した場合には、速やかに部門長へ報告した上で、所定の手順に基づき社内報告をすべきことが「苦情・事故・危機等対応規則」で定められています。各報告が終結するまで、是正措置の実施状況をリスク・コンプライアンス部がモニタリングし、同部がそれぞれの進捗状況を四半期に1回、リスク・コンプライアンス委員会及び本資産運用会社の取締役会へ報告し、定期的の本投資法人の役員会へも報告します。また、コンプライアンス上の問題を含む苦情・事故・危機等が発生したものの、各役職員から上長への報告が困難な場合は、直接リスク・コンプライアンス部長またはリスク・コンプライアンス部管掌役員へ報告すべきことも同規則に定められています。

ESGレポート 64 ページ

コンプライアンス

■コンプライアンスの推進

➤ 監査及びモニタリング体制

・本資産運用会社では「3つのディフェンスライン」に基づき組織体制を整備しています。第2線にあたるリスク・コンプライアンス部管掌役員（三岡美樹）と第3線にあたる監査室長（大森基樹）をそれぞれ別に任命しています。

ESGレポート 67 ページ

リスク管理

■リスク管理体制

➤ リスク管理の仕組み

・本資産運用会社では各部及び全取締役を含む各部管掌役員にて管理すべきリスクの内容と発生頻度、影響度、管理状況の内容、管理レベル、及び対応策等を洗い出し、リスク・ライブラリーとして取りまとめています。その後、各部及び全取締役を含む各部管掌役員が取りまとめたリスク・ライブラリーの内容をリスク・コンプライアンス部管掌役員が全社的な観点から必要項目を選定し、年間のリスク・コンプライアンス・プログラムを策定します。このリスク・コンプライアンス・プログラムは、リスク・コンプライアンス委員会の承認を経て、取締役会で最終的に承認され、年間計画として決定されます。

承認されたリスク・コンプライアンス・プログラムは、3箇月ごとにリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会にその進捗状況について報告され、モニタリングされています。

このリスク・コンプライアンス・プログラムには、ESGリスク（長期的な気候変動リスクの把握と影響度の分析、環境法令の遵守、ESG評価の維持向上のための施策の実施）も3箇月ごとのモニタリング対象に含まれています。